

下久保反射板他周辺支障木伐採作業

仕 様 書

令和 8 年 7 月

独立行政法人 水資源機構

利根川上流総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

この仕様書は、下久保反射板他周辺支障木伐採作業（以下「本作業」という。）に適用する。

第2節 施工の内容

2-1 施工場所

群馬県藤岡市保美濃山地内、群馬県藤岡市譲原地内

2-2 施工概要

本作業は、下久保ダム管理所が管理する下久保反射板周辺の支障木の伐採及び下久保ダム貯水池周辺左岸遊歩道の倒木を処理するものである。

第3節 工期等

工期は、契約締結の翌日から90日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日、夏期休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

第4節 施工数量

施工数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第5節 作業計画書

受注者は、施工に先立ち作業の手順、内容、予定工程等の概要を示した簡易な作業計画書を1部作成し、担当職員に提出するものとする。

第6節 立会による確認

受注者は、次表の施工について担当職員の立会による確認を受けなければならない。ただし、担当職員に通知後、担当職員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

工 種	種 別	細 別	立会する作業内容	備 考
樹木伐採工	樹木伐採工	立木伐採	施工前後の状況	立木 22本
倒木処理工	倒木処理工	倒木処理	施工前後の状況	倒木 2本

第7節 数量の算出及び完成図

7-1 数量の算出

受注者は本施工の設計変更等に伴う図面及び数量等については、担当職員の指示により作成に協力しなければならない。

7-2 完成図書の提出

受注者は次の完成図書を提出するものとする

1. 施工写真 紙（1部）

電子データ（CD-R）（2部）

第8節 施工中の安全確保

8－1 現場管理

受注者は、安全衛生に関する作業指揮者を定め、作業中のすべての危険、損失、障害物を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、作業関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。

8－2 安全等の確保

受注者は、労働安全衛生法並びに関係法令等を遵守し、作業を行わなければならない。

8－3 風紀管理

受注者は、作業関係者の風紀に留意し、地元住民の風俗、習慣を尊重し、作業関係者並びに地元住民との間に紛争が生じないよう十分な指導と万全な処置を講じなければならない。

8－4 火災防止

受注者は、現場における作業期間中、火気には十分注意し、山火事等を起こさないよう万全の注意を払わなければならない。

第9節 関係機関との協議

本作業の立木伐採については、現在、以下の内容を協議中であり、契約後30日までに協議等が成立する見込みであるため、担当職員から作業着手可能となった旨の指示があるまで、着手してはならない。

協議内容等	許可日等予定日	備考
森林法 伐採届	契約後30日まで	

第10節 疑義等

受注者は、仕様書等に明記されていない事項又は仕様書等に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第11節 その他

11－1 周辺への影響

施工にあたり、周辺の施設や伐採対象外立木へ支障を与えないものとする。なお、施工上周辺の伐採対象外立木の伐採や枝打ちが必要な場合には、担当職員にて必要な協議を行うものとする。

11－2 日程調整等

施工にあたり、近郊の作業道の通行に支障を与えるとして、通行止め等を行う場合には道路の使用が想定される者に対して受注者にて事前に必要な説明等を行い、日程等の調整を行うものとする。

第2章 一般施工

第1節 樹木伐採工

1-1 立木伐採

1. 受注者は、施工範囲内において、支障木を伐採するものとする。伐採した立木は、玉切り、集積を行い現地に存置するものとする。
なお、存置にあたっては将来的に支障にならないよう十分注意するものとする。
2. 施工にあたり、施工範囲の法面が非常に急勾配のため、足場の確保及び安全帯等の転落防止対策を行うものとする。

第2節 倒木処理工

2-1 倒木処理

1. 受注者は、施工範囲内において、支障となる倒木を処理するものとする。処理後の倒木は、玉切り、集積を行い現地に存置するものとする。
なお、存置にあたっては将来的に支障にならないよう十分注意するものとする。
2. 施工にあたり、施工範囲の法面が非常に急勾配のため、足場の確保及び安全帯等の転落防止対策を行うものとする。

第3節 その他

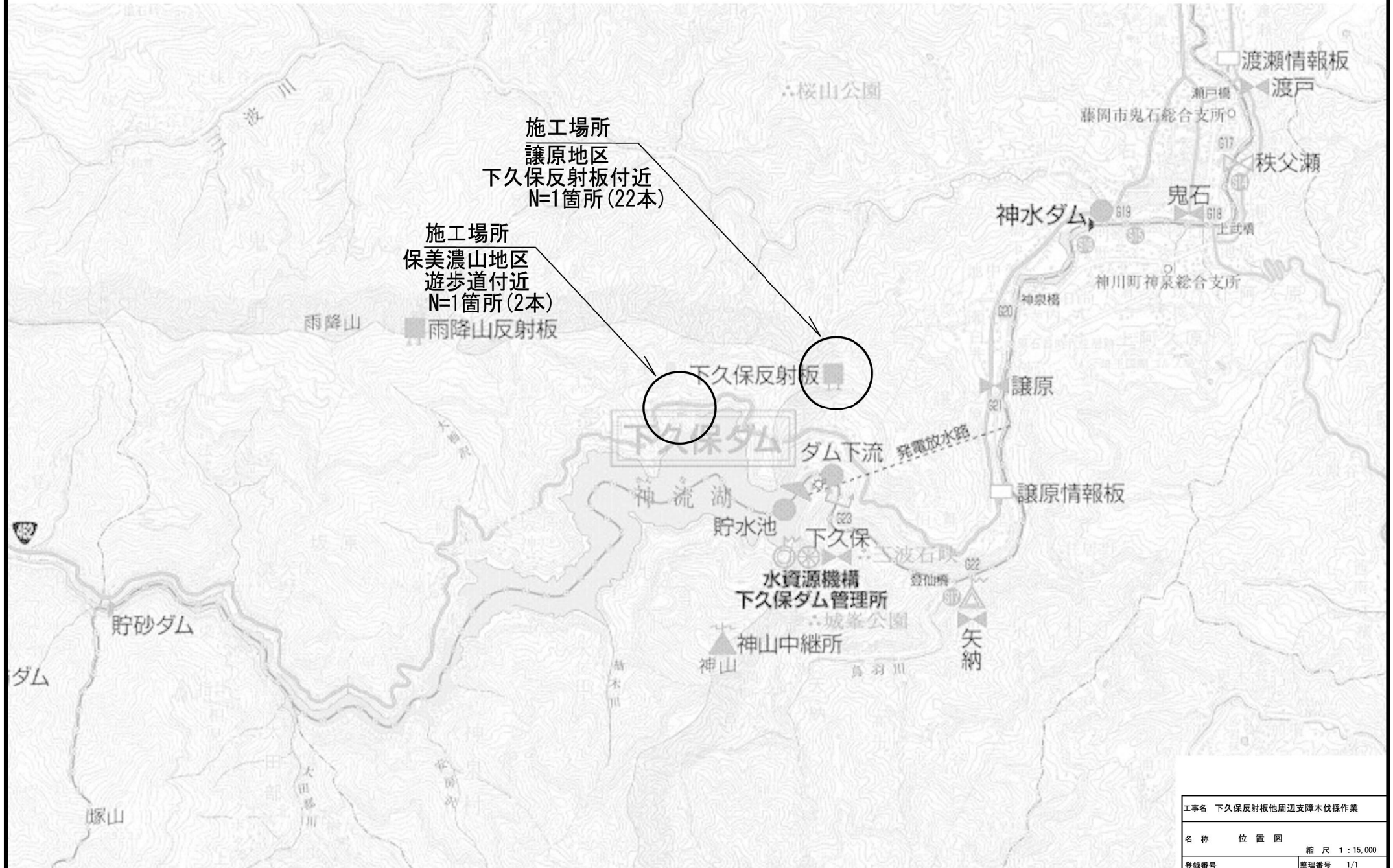
1. 施工にあたり、施工範囲を確認し、この範囲を超えて作業を行ってはならない。
2. 作業にあたり、現地状況や危険防止の観点から安全には十分に留意のうえ、慎重に作業を行うものとする。
3. 受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は速やかに担当職員と協議するものとする。

— 以 上 —

位置図

S=1:15,000

※図面の縮尺はA1版で印刷した場合のものである。



工事名 下久保反射板他周辺支障木伐採作業		
名称	位置図	縮尺 1:15,000
登録番号	整理番号	1/1
独立行政法人 水資源機構 利根川上流総合管理所		